

廃 第 1 4 9 号
令和 2 年 5 月 8 日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部廃棄物指導課長
(公印省略)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行
及び新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理について (通知)

平素より本県の廃棄物行政に御協力いただき誠にありがとうございます。

今般、環境省環境再生・資源循環局長から令和 2 年 5 月 1 日付けで別添のとおり通知 (以下「5.1 通知」という。) がありました。

5.1 通知の三のとおり、自らがその産業廃棄物の処分等を行う事業者においては、新型インフルエンザ等まん延時に処理が滞った産業廃棄物について、対象となる品目 (汚泥、鉍さい、ばいじん等) について、それぞれ保管量の上限を緩和することが可能とされました。

概要は下記のとおりですので、貴下会員にお知らせください。

記

1 新型インフルエンザ等まん延時に処理が滞った場合における産業廃棄物の保管について (保管容量の上限の拡大)

(1) 改正の趣旨

自社処理を行う事業者又は優良産廃処理業者が産業廃棄物の処分又は再生を行うための保管を行う場合で、新型インフルエンザ等による処理施設の運転停止その他の新型インフルエンザ等に起因するやむを得ない理由による保管であるときは、保管容量の上限を拡大するものです。

(2) 改正の内容

対象となるのは次表に掲げる産業廃棄物であり、一日当たりの処理能力に「保管日数上限」を乗じた量だけ保管が認められます。

産業廃棄物の種類	保管日数 上限	改正前保管 日数上限
①汚泥（有機性汚泥を除く）	35日	14日
②安定型産業廃棄物のうち廃プラスチック類と下記⑤⑥ を除いたもの	35日	14日
③鋳さい	35日	14日
④ばいじん	35日	14日
⑤建設業に係る木くず、コンクリートの破片	49日	28日
⑥建設業に係るアスファルト・コンクリートの破片	91日	70日

問い合わせ先

千葉県環境生活部廃棄物指導課

電話：043-223-2757